

物 品 売 買 契 約 書

売出人 安中市（以下「甲」という。）と買受人 【落札者の氏名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により、物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、別表のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、本契約が完了するまでの期間において、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、総額 金【落札金額】円とする。

（入札保証金及び契約保証金）

第4条 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を令和7年7月18日までに、甲の指定した納付書により、甲が指定する金融機関又は安中市会計課に納付しなければならない。

2 乙は、前項に規定する納付期日までに売買代金を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、甲に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。この場合において、納付期日延長の承認があったときは、乙は、甲に対し、前項に定めた納付期日の翌日から契約代金納付の日まで売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（売買物品の移転）

第6条 売買物品は、乙が売買代金及び遅延利息を完納したときに乙に移転する。

（権利移転手続）

第7条 乙は、前条の規定により売買物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対して権利移転手続に必要な書類の交付を請求するものとする。

2 乙は、前項の書類の交付を受けた後、遅滞なく権利移転手続を行い、完了後に権利移転を証する書面の写しを甲に提出しなければならない。この場合において、この権利移転手続に必要な費用は、乙の負担とする。

(物品の引渡し)

第8条 物品の所有権が乙に移転した日以降の甲乙両者が定める日に、甲乙立会いの上、売買物品をその所在する場所から乙に引き渡すものとし、乙は速やかに引き取る義務を負うものとする。

2 乙は、売買物品の引受け及び搬出の実施において、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これに係る保険加入及び輸送手配等の手続については、乙が行わなければならない。この場合において、当該手続に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約の締結のときから売買物品の引渡しの時までにおいて、売買物品が甲の責に帰することのできない事由により滅失、破損等の被害を受けても、契約の解除をすることができない。この場合において、甲に対し、売買代金の減免又は損害の賠償等を請求することができない。

(売買物品の引渡し後の事故責任)

第10条 売買物品の引渡し後に発生する事故等については、乙の責任において全ての処理を行い、甲は、一切の責任を負わないものとする。

(行為の制限)

第11条 乙は、売買物品の引渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への売買物品の使用。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する目的のための売買物品の使用。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは乙の責めに帰すべき事由によって契約を履行することができなくなった場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。次に掲げる者が本契約の解除を申し出た場合も、同様とする。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)第74条第1項の規定により裁判所から選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により裁判所から選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等

(有益費等の請求の放棄)

第13条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

(返還金)

第14条 甲は、第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する売買代金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決)

第16条 甲又は乙は、紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てについては、前橋地方裁判所高崎支部に行う。

(疑義の決定)

第17条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲)

住 所：群馬県安中市安中一丁目23番13号

氏 名：安中市

代表者 市長 岩井 均

買受人(乙)

住 所：

氏 名：